

平成 21 年 1 月 26 日
外務省・財務省・国土交通省

横浜港においてメガポート・イニシアティブ（MI）に係る
パイロット・プロジェクト（試行）を開始します

本年3月2日から横浜港南本牧ふ頭において、核不拡散及びテロ対策強化に資する取組であるメガポート・イニシアティブ（MI）のパイロット・プロジェクト（試行）を以下のとおり開始します。

なお、本パイロット・プロジェクトは、昨年7月3日に発表した、メガポート・イニシアティブに係るパイロット・プロジェクトの実施に関する米国との合意を踏まえ、我が国における実現可能性を検証するものです。

<パイロット・プロジェクト実施概要>

1. 実施場所

横浜港南本牧ふ頭 MC-1・2 コンテナターミナル

2. 実施内容

(1) 対象コンテナ

上記ターミナルの搬出入ゲートより搬出入される全てのコンテナ貨物

(2) 実施手順等

- ① 搬出入ゲート部に設置した放射線検知施設により、搬出入されるコンテナ貨物について、放射線が放出されているか否かを検知（一次検査）。

※当該検知施設からは放射線は一切照射されないため、トレーラー運転手や貨物に危険が及ぶことはありません。

- ② 一次検査の結果、コンテナ貨物から一定のレベルを超える放射線が検知された場合、財務省横浜税関に通報がなされ、詳細な検査の必要性について判定。

- ③ その結果、必要と判定された場合には、税関は携帯型放射線検知装置を用いた検査を実施（二次検査）。

※二次検査の結果を踏まえ、必要に応じて、更なる追加検査、関係機関への通報など適切な措置を講じます。

3. 今後の日程等について

- ・1月25日 放射線検知施設（一次検査用）の設置完了
 - ・1月26日～ 上記施設の設定・運転等に係るテストを実施
 - ・3月2日（予定）～ パイロット・プロジェクトを開始
- ※パイロット・プロジェクトの開始日については、テストの実施状況等により若干変更になる場合もございます。

4. その他

本パイロット・プロジェクトは横浜港埠頭公社及びターミナル運営会社の協力を得て実施するものです。

<添付資料>

- 別添1：メガポート・イニシアティブに係るパイロット・プロジェクトの実施イメージ
- 別添2：関係者向けリーフレット

（お問い合わせ先）

外務省北米局北米第二課 笹井

（直通）03（5501）8278

財務省関税局監視課 課長補佐 みなくち 水口

（直通）03（3581）0039

国土交通省港湾局総務課 港湾保安管理官 鈴木

（直通）03（5253）8070